

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年七月三十一日（号外第百六十五号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件）  
 （原稿誤り）

二四	下	二〇一	終わりから	不溶であるものに限る。）	不溶であり、分子構造中のオキシラン-2-インルメチル=メタクリラートの含有率が重量 10%以下であるものに限る。）
二五	上	九	オキシラン	オキシラン	ジオキシラン